

定年延長に関する要求支持署名

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

政府の要請を受け、2018（平成30）年8月、人事院から定年延長に関する「意見の申出」が出された。

定年延長は雇用と年金の接続を確実に図ることが目的である。

一方、2018年度「骨太の方針」では「意欲ある高齢者に働く場を準備することは、働きたいと考える高齢者の希望をかなえるためにも、人口減少の中で潜在成長力を引き上げるためにも、官民挙げて取り組まなければならない国家的課題である」とされ、国家公務員も働く意欲を持てる定年延長とすべきである。

しかしながら「意見の申出」では、「60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある。」としている。これでは管理職員としては60歳以降の働き方に意欲を欠くこととなる。さらに、「役職定年」制を出先の管理職員等にも導入するとしているが、2011（平成23）年の「意見の申出」では、役職定年制の対象を本府省の局長・部長・課長級を基本とし地方支分部局の管理職は個別に定めることになっていた。今回の「意見の申出」では「管理監督職員は、60歳に達した日後に降任又は転任（任用換）すること」となっており、地方支分部局等の管理又は監督者の地位にある者をも対象とした。国土交通省の旧建設では、地方支分局等の出先の課長・出張所長等はいわゆる「名ばかり管理職」となっており、出先の課長・出張所長等は「意見の申出」の「管理監督者」にあたらなことから、役職定年制の対象から外すべきである。

60歳を超える職員の給与について、「俸給月額が60歳前の70%の額」とされているが、11月14日の衆議院・内閣委員会でその根拠を質問され、一宮人事院総裁が「賃金センサスは再雇用も含んでいる」ことを認め、森永給与局長は「（定年を上げた事業所のうち給与減額した比率に対し）減額なしの事業所は課長級62.5%、非管理職67.7%となっている」と回答するなど、人事院が調査した結果からしても「俸給月額が60歳前の70%の額」の根拠はない。

私たちは、定年延長の制度設計にあたり、「役職定年」制や給与水準については民間の状況からも断じて認められない。60歳以降の働き方については、本人の希望を最大限尊重するなかで雇用と年金の接続を図るものとし、下記要求を実現されるよう強く求めるものである。

【要求事項】

1. 定年延長に関する要求事項

- ① 定年延長にあたっては、再任用も含む本人の希望を最大限尊重するなかで雇用と年金の接続を図るものとする。
- ② 「役職定年」制の対象は、H23年の人事院の「意見の申出」で出された本府省の局長・部長・課長など政令職以上とし、出先の課長・出張所等は「役職定年」制の対象から外すこと。
- ③ 定年延長による給与水準は、60歳時の年間収入を引き下げないこと。
- ④ 退職金の支給水準については、現行支給水準を維持する制度設計とすること。
- ⑤ 定年延長を理由に昇任、昇格ペースを落とさないこと。
- ⑥ 60歳以降の定員については、定年延長制度が新規採用者等若年層の雇用に影響を与えない制度とするため定員増あるいは60歳以降の特別枠・別枠とすること。

氏 名	所 属

* 上記の個人情報は内閣総理大臣への要求署名以外には使用しません

(取り扱い団体)

国土交通省管理職ユニオン